

第7回多面的機能支払交付金第三者委員会

議事録

1. 日 時 平成29年3月14日（火曜日）13：29～15：35
2. 場 所 農林水産省 第2特別会議室
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議事録

○宮本農地資源課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回多面的機能支払交付金第三者委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、当第三者委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本委員会でございますが、公開で行います。報道関係者のカメラ撮影については冒頭あいさつの間のみとさせていただきます。

まず、開会に当たりまして、農村振興局長よりごあいさつを申し上げます。佐藤局長、よろしくお願いいたします。

○佐藤農村振興局長 農村振興局長の佐藤でございます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から農業農村整備、農村振興施策の推進につきまして、多大なご理解、ご協力をいただいていることに対しましても、感謝を申し上げます。

この多面的機能支払交付金でございますが、ご案内のとおり、3年目を迎えてもうすぐ4年目ということになっております。28年度の実施状況の見込みを公表するところでありますけれども、前年度に比べまして、組織数で1,000組織、面積で7万ヘクタール増加をいたしております。そういう意味では、着実に取組が進んでおり、非常に心強い傾向だと思っております。

ただ、一方で、これは先般国会でも質問を受けたのですが、この多面的機能支払交付金については現場で使い勝手が悪いという、評判がよくない、そういう声も多々聞こえるという質問を受けました。これを私なりに考えますと、この多面的機能支払交付金については制度見直しを行いまして、しかも、法律に基づいて対象範囲を拡大して取り組んでいますが、これまで農地・水や多面的機能支払に取り組んでいなかった全く新規の人が新たに取り組むようになりました。

そうしますと、新規の方にしてみると、この申請書類は何て細かいのだとか、事業活動でこんなことを証拠書類にとっておかないといけないのかとか、何で経理が一本ではだめなののだとか、初めて参加される方というのは、ある意味、びっくりされていると。そういうことが、地元での声につながっていつているのではないかと思っております。

我々としては、従来からこの申請書類の簡素化ということをやっとやってきたつもりではありませんけれども、新たに取り組んだ人の目から見ると、まだまだこれでもきついのかなというようなことも考えられますので、引き続き、申請書類の簡素化というのはできることがこれ以上ないのかどうか、しっかりと検討していきたいと思います。また、経理の一本化につきましては、非常に各地区とも活動費用がきつきつの中でやっている中で、長寿命化だけ別の会計になっているということもございましたので、29年度からは農地維持支払、資源向上支払の共同活動と合わせて、施設の長寿命化についても経理を一本化して、農地維持支払や資源向上支払の共同活動に計画されていることをきちんとやるということを前提とした上で、施設の長寿命化にもお金が使えろといったような改善策も盛り込んで、4月から改善をしていきたいと考えております。

このほかにもまだまだ改善できる余地がないのか、そういった点から引き続き、委員の先生方のお知恵を拝借することもあろうかと思っておりますので、よろしく願いいただければと思います。

今日の委員会におきましては、前回ご指摘をいただきました事項につきまして、検討結果をご報告申し上げますとともに、これまでに幅広くご議論いただいた分析結果をもとに整理をいたしました中間評価の骨子案をご報告させていただければと思います。8月の公表に向けまして、中間評価案を作成する予定でおります。

検討の内容がさらに深まるように、委員の先生方から忌憚のないご意見を賜り、実りある討議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○宮本農地資源課長補佐 ありがとうございます。

なお、局長は、公務のためここで退席とさせていただきます。

本日ご出席いただきました委員の皆様方のご紹介につきましては、誠に恐縮ではございますが、お手元の出席者名簿をもって代えさせていただきます。

なお、星野委員におかれましては、本日、所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、議事を座長にお渡しする前に、冒頭幾つか注意事項がございますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会でございますが、公開で行っております。傍聴の方もお越しになっております。資料及び議事録につきましても、原則として公開とすることとなっております。

議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、発言された方のお名前が入ったものを後日公開することとなりますので、よろしく願いいたします。

次に、お手元の資料について確認をさせていただきます。一番上に議事次第、委員名簿、出席

者名簿、資料一覧をホチキス止めにした資料がございます。その後ろに、資料1から参考資料までの資料を配付させていただいております。資料1としましては、第6回第三者委員会の意見と対応方針（案）、資料2-1として統計データ分析結果について（案）及び資料2-2の傾向スコアマッチング手法による分析結果（案）、それから、資料3-1ロジックモデルの深化（案）及び資料3-2としましてロジックモデルの検証事例集（案）、それから、資料4として事業の仕組みの検証（案）、資料5としまして都道府県中間評価結果（案）、それから、資料6としまして中間評価の骨子（案）、そして最後に参考資料としまして、本日公表いたしました平成28年度多面的機能支払交付金の実施状況（見込み）をお配りしております。

不足等がございましたら事務局へお申しつけください。よろしいでしょうか。

では、ここからは中嶋座長に進行をお願いしたいと思います。中嶋座長、よろしくお願いいたします。

○中嶋座長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

議事次第を見ていただきますと、本日たくさんございます。今、局長からもお話ありましたように中間評価の骨子というのがございますので、最後にそれを是非ご確認くださいと思いますが、その前の部分もいろいろ盛りだくさんですので、時間が足りないのではないかと思います。進行へのご協力方よろしくお願いいたします。

各議題につきまして15分ないしは20分程度お時間をとって、一つ一つ確認させていただきます。

それでは、議題の（1）第6回第三者委員会の意見と対応方針（案）を事務局からご説明いただきます。

○柵木多面的機能支払推進室長 それでは、資料1によりご説明をさせていただきたいと思えます。

1ページをごらんください。

前回、各委員の方々からいただいた意見に対して、対応方針案を整理をさせていただいております。それぞれ今回まとめたものについては、資料番号を入れさせていただいておりますので、ここでは今回まとめられなかったことだけをご説明させていただきたいと思えます。

まず、1つ目ですが、上から4段目のところに中嶋座長からご指摘いただきました、広域化した組織について効果が発現されているかどうかクロス集計をすることで広域に取り組むことの効果が明確にできないかのご意見をいただきました。

こちらについては、これまでの調査結果で広域化組織のデータが多くないため、分析ができなかったのも、もう少し事例収集等をしていきたいと考えております。

それから、下から3つ目になりますが、ロジックモデルの中で広瀬委員からはロジックモデルはインプットからアウトプットまで左から右へ流れていくものなのですが、これを逆引きでできないかというご意見をいただきました。

こちらにつきましては、今回ロジックモデルをまとめた上でその後、工夫をして整理をしたいと考えております。

その下、星野委員と中嶋座長からは、過去の経験をロジックモデルに表現できないか、あるいは、土地改良長期計画で農村振興プロセス事例集というものをしていますが、同様にどのようなサイクルで活動組織が発展したか、整理はできないかというご意見をいただきました。これらについても、少し事例を集めながら検討していきたいと考えております。

資料2ページをごらんください。

こちらにつきましては、鷲谷委員から、前回お出した資料について都道府県、市町村等の体制が各県等によって違っていましたので、人数が多いところはより効果が発現しているのか、関連性を分析できないかのご意見がありました。それについて分析をしたところ、人数だけでは整理が難しいとの結果でしたので、福島県の白河市の事例で整理をさせていただきました。

白河市では人・農地相談センターというものを設けて、そこに多面支払の専任の担当者を置いて活動組織の方々からの相談を受けています。併せて、そこには人・農地プランの専任の方もいらっしゃるって、その方と一緒に活動組織を支援しているという仕組みになっています。

ここでは、平成28年度に自己評価をした白河市の14活動組織の自己評価結果を全国平均と比べさせていただきました。左の図がそれに当たります。全国平均に比べて評価が高く、例えば一番上の段であれば、施設を保全する人材確保ができていると回答した組織は79%でした。右側は市町村評価で、市町村評価については遊休農地の発生抑制、人・農地プランの取組、これについて多く組織で効果が出ていたと評価されています。

さらに、3ページは、「多面的機能の増進を図る活動」についての効果ですが、これについても活動組織はそれぞれの効果について全国平均に比べて高く評価をされています。

4ページは、そちらの白河市の事例をまとめたものをつけております。

続きまして、5ページをごらんください。

こちらにつきましては、前回中嶋座長から、取組の理由と効果の発現状況をクロス集計で明確にできるのではないかとのご意見をいただきました。このため、昨年度実施しました千組織に対するアンケートを目的ごとの効果の発現を整理をさせていただきました。

上から、遊休農地の発生防止・抑制の効果、これにつきましては、交付金がなくなった場合、

遊休農地の発生・拡大すると回答した組織の割合を示しております。全国でアンケートに回答したの911組織でしたが、その63%が発生・拡大するだろうと回答していました。これに対して、それを目的にしている組織に絞ると75%が発生拡大すると回答しており、高い値となっています。

下のグラフは鳥獣害対策、次のページは農業用施設の保全、それぞれ整理をさせていただきました。

6ページをごらんください。

こちらは、農業用施設の機能維持の効果になりますが、これを目的にしていた組織がかなり多く、ほぼ全体数に近かったので、どちらも高い値を示していたとします。

そのほか、異常気象への対応の効果、さらに、7ページでは、景観保全の効果、生態系・水質保全の効果についても、それぞれを目的にしている組織では効果が高く出ています。

8ページは伝統行事等の伝承の効果。

9ページについては、農業施設の機能増進、長寿命化の効果、これらについても高く出ているというところでした。

10ページは、農村地域の活性化、こちらも高く出ております。

また、11ページ、構造改革の後押し等の地域農業への貢献、これらについては、上の段であれば担い手への農地利用集積への寄与、下の段であれば農業の担い手の育成への寄与、これらについて効果の発現状況を示させていただきましたが、これらは他の効果程高くはないのですが、目的としている組織は高く出ています。

12ページをごらんください。

前回の委員会で中嶋座長から、広域化が進んで集積が進むのか、集積が進んだところが広域化をするのか、なかなか分析は難しいけれども検討する必要があるのではないかというご意見をいただきました。

それに対して、事例を1枚つけさせていただきました。こちらは福井県の小浜市の宮川グリーンネットワークという活動組織になります。ここでは、平成9年に大区画の圃場整備を行った後、4つの生産組織を中心に営農が展開されておりました。19年に農地・水環境保全向上対策に取り組まれ、多面支払でも継続して取り組んでいただきます。

27年度に、この4つの生産組織が合併して株式会社化されました。広域に共同で活動することによって合併につながった例です。集積率についても農地・水環境保全向上対策に取り組む前の18年度が48%に対して、27年度は69%と、伸びています。

これは、広域化での取組の効果として集積が図られたというものになりますが、逆のパターン

もあるかと思しますので、引き続き、事例収集していきたいと思います。

それから、13ページ。

こちらにつきましては、前々回の委員会で広瀬委員から、取組が困難な地域を分析し今後の展開を考えることが重要ではないかというご意見をいただきましたことについて整理した資料をつけています。

前回、市町村の実態調査で若干分析はしましたが、さらに地方自治体への聞き取り調査結果を整理しています。まず、取組が困難な理由については、リーダーがいない、または、合意形成が困難、事務作業が困難といった回答が多くありました。現在は、農業者の保全活動、または、自治会の美化活動で取り組んでいるとのことでした。

今後、各自治体としては、多面支払の取組ができるよう啓発活動を続けられるとの話がありました。

続きまして、その次に14ページになります。

こちらにつきましては、農地・水環境保全向上対策に取り組んだものの一旦休止して、多面支払で再開した活動組織から16組織を抽出し、調査した結果です。まず、なぜ休止をしたのかという理由について聞き取った結果、事務手続の作業負担、または、後継者不足という回答が多くありました。一方、再開した理由については、制度の見直しによって事務の簡素化や農家のみでも活動が可能となったこと、役員のなり手が出てきたという回答が多くありました。

15ページは、再開した活動組織の概要をつけさせていただいています。

まずは、宇都宮市の申内環境保全会です。再開する際、女性の方が中心になって取り組んだという事例です。女性の取組により参加しやすい環境ができて、参加数が増えているとのことでした。

16ページは、石川県津幡町の例ですが、これについては、組織の広域化を図ったことによって事務負担軽減を図ることができ再開できた事例になります。

以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、鷺谷委員、お願いいたします。

○鷺谷委員 技術的な簡単なことなのですけれども、効果の発現状況を比較して示していただいたのは、とてもいい表し方だと思うのですが、このパーセンテージが有意差があるかどうかだけはチェックをお願いしたい。と言いますのは、Nの数が大きければちょっとした数字の差でも有

意差があるのですけれども、Nの差が小さいとそうではないので、こういうパーセンテージとか比率に関してはG検定という簡単な検定方法もありますし、そのほかのやり方でもいいですので、この数字が統計的に異なるものとして見ていいかどうかだけをどこかに表示していただくと、説明がより明確になるのではないかと思います。

以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

これに関しては、検定はしていますか。

○柵木多面的機能支払推進室長 しております。

○中嶋座長 している。それで、例えば2ページの全体と、それから、白河市の比較になりますけれども、こちらが差がありそうなだけけれども、白河市のNが14ということなので。

○鷲谷委員 有意差がありそうな感じなのですが、あつたら何か星印をちょっとつけておくとか、この中には有意差がないけれども数字はやや違うというのも入っているかもしれませんので、意味が全く違うので、数字が違うということも、そういう傾向としてデータとしては意味がないわけではないのですが、有意差があるというのはエビデンスとしてとてもはっきりアピールできることですので、ちょっとしたことなので、もし検定していらっしゃるのだったらそれを示していただければと思います。

○中嶋座長 それでは、後で資料にそれをつけ加えていただくのと、それから、この資料の赤で囲っているのは上の説明に対応している部分ということで、これは赤で囲っているから有意な差があるということではないということだけ確認させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

それでは、広瀬委員。

○広瀬委員 ありがとうございます。

ページ13、取組が困難な地域というところで、私の申し上げたことを丁寧に対応していただいでありがとうございます。

このリーダーのなり手がいないということが主に挙がっているようですので、今後の期待といたしまして、ここから次のページ以降の活動を再開したところですか、新規に活動が始まったようなところがどうやって出てきたのかという、今度は、逆にこれからこのマイナスをカバーしてよくなったところなどの事例が出てくることを期待しております。

以上です。

○中嶋座長 ご意見、ありがとうございます。参考にさせていただければと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題（１）については確認させていただいたということにいたします。

それでは、続きまして、議題の（２）統計データや分析結果について（案）ということで、事務局からご説明をいただきます。

○志田農地資源課長補佐 お手元の資料２－１と２－２のご用意をお願いいたします。

資料２－１につきましては、昨年８月の第５回委員会の際に一度ご説明をしております。今回の資料は分析の対象をデータが得られた４０道府県に、８月の時点から３県追加をして精査をした形でお示しをしております。これに、今回は資料２－２で新たに傾向スコアマッチング手法による分析結果というものを追加しております。資料２－１では、統計データを用いて多面的機能支払に取り組んでいる農業集落、または、旧市区町村単位での多面的機能支払のカバー率別に経営耕地面積の推移等の評価項目について比較をいたしましたが、いずれの項目についても多面的機能支払の取組を行っているほうが、例えば経営耕地面積が維持されているなどの結果が出ております。

しかし、この結果は、社会情勢や多面的機能支払以外の施策、例えばほ場整備事業をやっていると、中山間支払に取り組んでいるとか、様々な施策の要因も影響していると考えられるため、多面的機能支払以外の要因を極力排除して評価できるように、統計分析手法の一つである傾向スコアマッチング手法による分析に今回チャレンジしております。

分析の概要については、資料２－２の１ページ目をごらんください。

資料２－２につきましては、２－１の検証といった形でやっておりますので、分析に用いたデータも一緒となっております。

分析の流れは、（２）の２）にお示ししているとおりになります。旧市区町村単位で平成２６年度における多面的機能支払のカバー率や経営耕地面積等のデータを収集いたします。分析の対象は４０道府県になります。

続きまして、資料３ページの表２の農業地域類型、耕地面積、集落営農の有無などの指標を変数としてロジスティック回帰分析の推定式を算定して、多面的機能支払に取り組む確率、つまりは取組やすさといったものを旧市区町村別に算出をしております。取組の有無は、旧市区町村単位で取組の面積のカバー率５０％を「取組あり」、２０％未満を「取組なし」と今回はいたしました。何％以上なら「取組あり」とするのか、いろいろな考え方がありますが、今回はなるべく分析できる市区町村を残すことを優先して５０、２０という区切りで判断させていただいております。

続きまして、推定式を用いて求めた多面的機能支払の取り組む確率を傾向スコアとして旧市区町村を区分して、傾向スコアの値及び推定式の各指標が近い「取組あり・なし」のそれぞれの旧市区町村をマッチングしております。その上で、マッチングにより対になった「取組あり・なし」のそれぞれの旧市区町村について、経営耕地面積などの推移等を評価しております。

マッチングのイメージ図は、資料の2ページにございます。

傾向スコアがゼロから1.0まで示されておりますが、1に近づくほど取り組む確率が高くなります。今回は取り組んでいない旧市区町村のほうが多いということもあり、この台形の中にある旧市区町村がそれぞれマッチしていて、外れているところは今回マッチングはしていない、そういったイメージとなります。

なお、基本的に資料2-1は集落単位での取組の有無や旧市区町村単位で集計した多面的機能支払のカバー率、資料2-2は旧市区町村単位での取組の有無で分析をしております。

実際の多面的機能支払の活動組織の単位は、御存じのとおり、複数の集落単位、水系単位といろいろございますので、今回の分析の単位とは必ずしも一致いたしません。また、今回の分析は農林業センサスなどで把握できる定量的な指標のみでやっておりますので、定性的な、なかなか数字に出ないような指標については評価できていないということをご留意いただければと思います。

資料2-1と資料2-2は同じ項目で分析をしているため、両資料を比較しながらご説明をいたしますので、お手元の資料2つともお開きいただければと思います。

まず、資料2-1は2ページ、資料2-2は4ページをごらんください。

こちらでは、遊休農地の発生防止・抑制について比較しております。資料2-1は、カバー率ごとに推移を示しております。いずれも「取組あり」が「取組なし」より経営耕地面積が維持されている。減り幅が少ないといった結果となっております。残念ながら減るという傾向は変わらないのですけれども、それが抑制されている結果を見ていただければと思います。

続きまして、資料2-1は3ページ、資料2-2は5ページをごらんください。

こちらは、地域資源の保全管理状況を示しております。いずれの地域資源も「取組あり」が「取組なし」に比べて保全している集落の割合が高くなっております。

続きまして、資料2-1は4ページ、資料2-2は6ページをごらんください。

農村地域の活性化のための活動状況についての比較を示しております。こちらは8つの活動を掲載しておりますけれども、いずれの活動についても、「取組あり」が「取組なし」に比べて行っている集落が多いという結果となっております。

続きまして、資料2-1は5ページ、資料2-2は7ページをごらんください。

こちらは、農業集落内の寄り合い回数を示しております。こちらにつきましても、「取組あり」が「なし」に比べて回数が多いという結果を見ていただけたらと思います。

続きまして、資料2-1は6ページ、資料2-2は8ページをごらんください。

こちらは、集落内での寄り合いの議題の状況を示しております。いずれの項目も「取組あり」が全ての項目について議題にしている割合が高いという結果となっております。特に、環境美化・自然環境の保全ですとか、農業集落行事の計画推進、農業・農業用排水路・ため池の管理といった項目について、8割以上が取り組んでいるという結果を見ていただけたらと思います。

続きまして、資料2-1は7ページ、資料2-2は9ページをごらんください。

こちらでは、環境に優しい農業への取組状況を示しております。資料2-1についてはカバー率が高いほど、資料2-2は「取組あり」が環境に優しい農業、つまり環境保全型農業に取り組んでいる割合が高いという結果となっております。

続きまして、資料2-1は8ページ、資料2-2は10ページをごらんください。

こちらは、販売目的作付面積割合の状況を示しております。こちらについては、資料2-1も初めて結果をお示ししております。資料2-1によりますと、カバー率が高いほど販売目的作付面積の割合が高いという傾向を見ていただけたらと思います。資料2-2を見ていただきますと、「取組あり」が高いという結果となっております。

続きまして、資料2-1は9ページ、資料2-2は11ページをごらんください。

こちらは、農業経営体の経営耕地面積の状況を示しております。農地の集積状況を判断する指標として、経営耕地面積が5ヘクタール以上である農業経営体の経営耕地面積が、全ての農業経営体の経営耕地面積に占める割合を比較しております。

資料2-1によりますとカバー率が高いほど、資料2-2によると「取組あり」が割合が高くなっております。この傾向は、この資料にはお示ししていないのですが、北海道を除いた場合でも同じ傾向となることを確認しております。北海道を除くと割合が若干低くはなるのですが、「取組あり」が高い、また、2015年のほうが伸びているという傾向は同じとなっております。

資料2-1の10ページは集積状況を地域類型別に載せておりますのでご確認ください。

最後に、資料2-1は11ページ、資料2-2は12ページをごらんください。

こちらも初めてお示しをしているデータとなります。集落営農組織の状況と多面的機能支払の関係ですが、資料2-1ではカバー率が高いほど集落営農組織がある割合が高いという状況を見

ていただけるかと思えます。資料2-2を見ていただきますと、「取組あり」のほうが設立されている割合が高いという傾向を示しております。説明は以上となります。

○中嶋座長 ありがとうございます。

ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、資料2-1の統計データ分析結果というのは、以前も出していただきましたけれども、県からのご報告の追加があって、それも含めてデータをアップデートしたというものと、それから、一部新たにつけ加えた図表もあるということですね。

○志田農地資源課長補佐 そのとおりです。

○中嶋座長 資料2-1のデータは以前も見いただきましたが、多面的機能支払の取組をしているところとしていないところで、いろいろな指標で大きな差がある、かなりいい結果が出ているのではないかということでした。ただ、その結果の差を見たときに、いろいろな要因がそこに混じりあっていて、多面的機能支払の純粋な効果としては少し留保条件がつくのではないかということで、今回この傾向スコアマッチング手法というのを適用することで、他の要因をなるべく外して、その上で、取組ありとなしの効果の差を見ようということでございます。

ただ、資料2-1のほうは集落ごとに取組をしているところとしていないところで分類して差を見るということだったのですが、傾向スコアマッチング分析をするためのデータが旧市区町村単位でないと把握できないものがあるので、傾向スコアマッチング分析は集落ではなく旧市区町村単位で押さえていくということで、若干アプローチに違いがあるということです。

それから、資料2-2の3ページ目でございますけれども、取組をしている、していないという判断基準として、50%以上のカバー率の場合は「取組あり」、20%未満のカバー率の場合は「取組なし」としている。

先ほど他の影響が云々と申し上げたのは、多面的機能支払で効果が出るところはもちろん積極的にやって、効果が出ないところはやらないわけだから、見た目の差というのは大きく出るに決まっているわけです。でも、取り組まない市区町村にも、多面的機能支払の取組やすさ、取り組む確率の高いところもあると。それと取り組んでいる市区町村を比較することで、純粋に多面的機能支払の効果を見ようというのがこの分析の基本的な考え方ということでございます。

ちょっと余計なことを追加したかもしれませんが、座長としての理解をお示しいたしました。

ということで、その上でこの結果についていろいろご意見をいただきたいと思うのですが、もちろんご質問でも結構でございます。よろしく願いいたします。

○鷺谷委員 20%から50%未満は分析から除いたということになるのでしょうか。中間的なものは入れずに、市町村のデータとして「あり」か「なし」かという2つのカテゴリーにして分析をされたということですね。わかりました。

○中嶋座長 それから、先ほどもご質問ありましたけれども、有意差の検定という観点ですが、これは基本的に全部有意な差があるということになっているようで、特別に何パーセント有意というのは書いておりませんが、そのようにご理解いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

○鷺谷委員 エビデンスとしてはこちらを使うということになるのですか。それとも、文脈に応じて両方のデータを使って行かれるのでしょうか。

○柵木多面的機能支払推進室長 統計データのほうが非常にわかりやすく整理しておりますので、こちらを使っていきたいとは思っているのですが、その検証という意味で傾向スコアマッチング分析をしています。

○鷺谷委員 普通だと一般線形モデルというのを使うことが多いのですが、傾向スコアマッチング手法による分析はこういう分野でよく使われる手法なのでしょうか。

○柵木多面的機能支払推進室長 今回、傾向スコアマッチング手法については、多面的機能支払の効果分析としては初めてトライをさせていただいております。そういった新しいことを少しずつ取り入れながら評価をしていきたいということでやらせていただきました。

○中嶋座長 事業評価の関係でインパクト評価手法は最近よく使われていて、特に、開発途上国の事業評価や医療の分野でも使われていると思います。

他にいかがでしょうか。

それでは、水谷委員。

○水谷委員 大変簡単な話なのでお伺いしたいのですが、「取組あり」、「取組なし」というのをカバー率のパーセンテージで分けていますね。それは、読み方によっては「取組あり」というのは非常に熱心な市町村、「取組なし」というのは余り熱心ではない市町村、このような見方で整理してよろしいのですかね。

○柵木多面的機能支払推進室長 今回は取組やすさで傾向スコアを見ました。

ここでいう傾向スコア確率は、低いほど取組にくい条件であるということになります。

○水谷委員 はい、ありがとうございます。

○中嶋座長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

出てきた結果は非常に腑に落ちるといいますか納得いくものでございますし、先ほども事

事務局からご説明あったように資料2-1のほうがわかりやすいのですが、インパクト評価という観点から若干これで大丈夫なのかなと思うところを、傾向スコアマッチング手法で確認したということです。

ただ、先ほど申し上げたように、旧市区町村単位のものでありますので、傾向スコアマッチング手法による分析で検証するというよりも、やはり統計データ分析を補完するデータとして、サブのエビデンスとして使うというような位置づけだと理解しております。

○鷺谷委員 そうですね。真ん中のデータは捨てていますしね、傾向スコアマッチング手法だと。

○中嶋座長 はい。おっしゃるとおりです。

○鷺谷委員 統計データ分析では全てのデータを使っているんですね。

○中嶋座長 はい。

では、一応その結果が出ているのだということをご確認させていただいたということにいたします。

ありがとうございました。

それでは、次は議題(3)ロジックモデルの深化(案)について、事務局からご説明をいただきます。

○柵木多面的機能支払推進室長 それでは、資料3-1をご説明させていただくんですが、その前にすみません、先ほど資料1でご回答させていただいたところに誤りがありましたので修正させていただきたいと思います。

鷺谷委員から検定しているかどうかというお話をいただいたのですが、目的としているかどうかを比較したグラフは検定させていただいていますが、白河市の例についてはしておりませんので、今後させていただいて、その結果は、次回示させていただきたいと思います。

では、資料3-1をごらんいただきたいと思います。ロジックモデルの深化についてご説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

これは前回もお出ししましたが、ロジックモデルについては中間評価に当たって活動による効果を評価するために、活動がその目的を達成し、成果を上げるまでのプロセスを理論的に説明するために整理をさせていただいております。

1 ページの下のところはそのイメージを書かせていただいておりますが、インプットから活動、アウトプット、アウトカム、インパクトまで、こういった流れを整理させていただいております。

2 ページをごらんください。

ロジックモデルの作成については、考えられるものを先ほどの流れで整理をしていますが、実際にそういうものが発生しているかどうかの検証として、まず、1つ目としては事例を用いてそのプロセスを検証しました。

2点目として、効果の発現の確実性について、統計データや都道府県が行いました中間評価、それと活動組織のアンケート調査等を用いて整理をしました。

3ページをごらんください。

具体的には、事例については活動組織が行っている活動の内容、それによって出ていっている効果、これについて整理をしています。4ページのとおりロジックモデルの流れを整理しました。

それから、6ページをごらんください。

各データによってその確実性を整理しております。具体的には、まずは、統計データによる分析、先ほど傾向スコアマッチング等の統計データの分析を説明させていただきましたが、その結果をまず最優先に用いて、有意な差が出ているものについては確実に効果が発現していると整理しました。

次いで、都道府県の中間評価で多くの活動組織がその効果が発現しているものを用いています。

それらのデータがないものについては、活動組織のアンケート調査等を用いて総合的に評価をして、整理をしました。

また、それぞれをつなぐ線は、活動からアウトプットのつながりについては、効果が直接つながっているのか間接的なつながりなのかを区分しています。左下の凡例にありますように、直接的なものは太く、間接的なものは細い線でつなげています。

一方、アウトプットからアウトカムにつながりについては、アンケート調査結果を用いて、特に、多くの組織で発現しているものについては太い線、まれなものについては細い線で区分しています。

7ページをごらんください。

前回ご意見いただいた中で、ロジックモデルが非常に複雑化したので、もう少し国民に理解しやすい形にすることが必要ではないかというご意見をいただきました。それを踏まえて、グループ化をして比較的わかりやすいように整理をしました。

活動については活動目的別に区分で、アウトプットについては結果の内容によって、アウトカムについては中間評価における6つの視点ごとでグループ化して整理をしました。

それらの結果については、8ページにつけております。

それぞれ活動からインパクトまでの流れの全体を示しております。つながりの線の太さについ

ては、確実性や直接間接等、先ほどのご説明のとおり区分しております。

それから、各効果項目等につきましては、その発現の確実性について大きいものは赤の太字、細字、黒の太字、細字というような区分で表現しています。

それから、一番右側に波及効果が発現している事例をAからGまで加えました。こちらについては、こういった流れとは別にちょっと予想外の効果が出ているというものを例示しました。

例えばAは、群馬県館林市の例ですが、除草や植栽の作業をすることによってその水路周りが非常にきれいになって、そこが散歩コースになったという事例です。もともと散歩コースをつくらうとしたものではなく、そういった活動をする则皆さんがそこを通るようになって散歩コースになったという事例です。

それから、9ページをらんください。

こちらは、簡略版のロジックモデルです。それぞれの項目をグループ化することで、比較的簡単に見える形にしました。

以上です。

それから、資料3-2をらんください。

こちらにつきましては、検証に用いた事例をまとめております。

1ページに一覧を示していますが、1から13の事例につきましては、前回にお示した事例になります。14から21までが今回新たに追加した事例になります。この場ではご説明を省略させていただきますが、それぞれ効果について発現している内容をロジックモデルに整理しています。

以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました資料につきまして、ご質問、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、広瀬委員。

○広瀬委員 9ページの簡略版ロジックモデルについてなのですが、こちらで赤い線、青い線、緑の線等がありますが、これはこの太さの変化はないわけですが、これはこのまま簡略版にされた中で太いものをこれに実線として示されているというような理解でよろしいのでしょうか。

○柵木多面的機能支払推進室長 申しわけありません。簡略版のロジックモデルについては確実性等の区分はせずに、わかりやすくするための色分けをただけで、色に意味はありません。

○広瀬委員 色に意味がないというのは理解しました。

あともう一点、この線をつないでいるのは、こっちの簡略ではないほうの一定以上の太い線をつけてあるということなのですか。

○柵木多面的機能支払推進室長 詳細版の太い線を中心に引いています。

○中嶋座長 細い線まで書くと簡略版にならないのでということで、抜粋版ですね。太いところということでご理解をいただきました。

他にいかがでしょうか。

それでは、河野委員。

○河野委員 今回、最初にロジックモデルをご提案いただいて、さらに事務局の皆さんが本当にわかりやすいものと、それから、深化したという形で2つにまとめていただいて、わかりやすくといいたいでしょうか、大分整理されたなと思いました。本当に、これに携わった皆さんのまずご努力が素晴らしいなと思ったところです。

それで、恐らく私たちが評価する際、こういったものに当てはめていって、本当にこの交付金が地域の農業を支援することになっているかということを確認するというところもあるのですが、最初に書いてくださっているように国民にもわかりやすくするためにという、このあたりがすごく重要な、こういったわかりやすいものにまとめたことの一番の意味があると思います。

今後に向けてなのですけれども、これはどのレベルで活用されていくのかに関心があります。例えば市町村、一番現場に近くてこの制度もよくわかっていてコンサルティングの役割もしつつ地域を励ましていく、その市町村の方々がこういった全体像を理解するのにこれが使われるのがいいのか、関係者の人たちがPDCAを回していくのにこういったものに当てはめて出来ているところ出来ていないところ、さらに今回その波及的効果が発現している事例、これもすごいな、何かこれ一つ一つ拝見するとこういうことにもつながっているのだと、一国民からするとなかなかすごいまとめになっているなと思うのですが、こういったところも含めて、現場にどのようにこれを活用していくかという構想がおありかどうか教えてください。

○柵木多面的機能支払推進室長 まずは、施策の評価として、都道府県、市町村で、取組により、どのように効果が出るか評価する材料に使っていただきたいと考えています。さらに、活動組織でも、こういった難しい形になっていますが、取組の効果が、例えば草刈りをした効果が単に農作業の効率が上がっただけでなく、地域の環境を守っているのですよということを理解してもらうことにも使ってもらえるよう普及していきたいと思っております。

○中嶋座長 事例集を拝見すると、開くと上側に具体的な項目、そして、記述的な説明があるのですが、その下がこのロジックモデルの枠組みでこれを評価するとこのように整理できますよと

いう形になっているわけですね。

これを全部の地域にそれぞれ自分でもできるということになるのが、多分新しいのではないかなと思うのですが、そのときに、そのP D C Aサイクルを回すという観点からすると、本来は、例えばアウトプットにある箱があるのだけれども、うちの地域にはないというのに気がついて、なぜないのだろうかとか、ない例、何か障害となるものがあるならばそれを克服すればつけ加えられるのか、いやいやちょっとそれはどうしても無理なのか、というような評価もして、その次のステップに進めるというあたりが、このモデルの活用の一つの道筋なのではないかなと思いました。

この1つ目の資料の8ページは、何か目がチラチラして、ちょっと皆さんこれを初め見ると引いてしまうと思うのですが、自分の事例に引きつけると項目がどんどん落ちていってわかりやすくなって、ただ、もう一度振り返ってみると一番細かいものからピックアップして、これについても我々は何か出来るのではないかなと思うかもしれないですね。

○河野委員 ちなみにこの3-2は本当にわかりやすく書かれていると思うのですが、これは公開はどの場にどんな形で公開される予定にしていच्छゃいますか。

○柵木多面的機能支払推進室長 まず、委員会の資料として公開をさせていただいております。そのほか、研修等何かあったときに積極的に使いたいと思っておりますが、具体的にはこれから考えていきたいと思っております。

以前に、鷺谷委員から事例のデータベース化をすることをご提案いただいていたので、そういったものも含めながら考えていきたいと思っております。

○河野委員 すみません、あと一言だけ。先ほど中嶋先生がおっしゃったように、この8ページは確かに、多色使いでわかりやすいけれども逆に本当に確かに目がチカチカするし、自分はどこだろうってちょっと迷子になりそうな気もするのですが、やはりこの3-2の事例のような形でいくと、地域の中の話し合いでも、やはりこの3-2の事例のレベルであれば、自分のところはこれはできているけれどもここはまだだね、というところがわかりやすいと思っております。

最終的には、より多くの地域の方がこの制度を利用して、さらに農業を頑張っていただけたところにつながっていくことがすごく重要だと思いますので、なるべくこういったものを皆さんの目に触れやすいところに公開していただければと思っております。

○中嶋座長 ありがとうございます。

それでは、鷺谷委員。

○鷺谷委員 今の話題の続きのようなことになりましたが、この事例を見ると本当に多様な事例が

あって、地域ごとに随分工夫されて、その地域の問題を解決するのに役立てているのだな、ということがよくわかります。

他の地域の経験というのは、何か新しい課題に直面したときにとっても有効な導きの糸になりますので、データベースをつくるのでしたらいろいろなキーワードで引いてきて、何か新しいことを始めようとしたときにお手本になるものが幾つかあって、参考にできるようになれば一番いいのではないかと感じております。

○中嶋座長 いいですか。

その場合、キーワードというのは、このロジックモデルの1つ1つの項目ですか。

○鷺谷委員 そうですね。

○中嶋座長 マス目の中にいろいろございますよね。

○鷺谷委員 こういうキーワードもあると思いますし、具体的に鳥獣被害だったら動物の名前とか、そういうのでも引けるといいし、もちろんロジックモデルのこれは必ず主要なキーワードとして検索の手がかりとして重要なものになると思いますけれども。

○中嶋座長 鳥獣被害の防止・軽減というのがアウトプットのところにございますが。

○鷺谷委員 ありますよね。鹿とかイノシシとか。キーワードなので組み合わせても引けるし、イノシシだけでもたくさんの事例が出てくるような感じにすればいいかなと。

○中嶋座長 それで引くと、この上ページと下ページがワンセットで資料が出てきて、利用できるという感じでしょうか。

○鷺谷委員 そうですね。ワンセットでそれと関連あるのが幾つか見られるように。これ全部データであっても、こんな厚い冊子になりますよね。きっとこれは一部の事例の紹介ですけれども、とても取り組んでいらっしゃる事業が多いので、もっと拾おうとしたらもっと厚くなって、なかなかそれを全部眺めて探すのはできないと思うのですけれども、今はもうそういうデータベースとウェブページが組み合わせさったようなものになると思うのですが、それで好きな情報をとれるようにするとか、できればこういう取組団体の方たちがそのデータを充実させるのに参加できるようなアプリとか、今はパソコンとかを使う方も多いと思うのですけれども、そういうのもあつたら完璧かもしれませんが、とりあえずはこちらで集めているものを利用しやすくするというのを考えていただくのがいいのではないのでしょうか。ちょっと先のことになるかもしれませんが。予算も必要なことですし。

○中嶋座長 是非参考にして取り組んでいただければと思います。

それでは、西郷委員、お願いいたします。

○西郷委員 素晴らしい内容で、どうもありがとうございます。

ちょっと質問なのですがけれども、今議論になっていました事例集の中で、それぞれのページが上のページに事例が詳しく書かれていて、それをロジックモデルに掲載しているのですがけれども、これは誰が作成するのですか。住民が作成するのですか。そうではなく、専門家が作成するのですか。

○柵木多面的機能支払推進室長 今回は、我々が整理をさせていただきました。こういうパターンは皆さんでもできるように啓発していこうと思いますが、今回は私どもで作成しました。

○西郷委員 将来はどうされるのですか。これを恒常的に使っていこうとしたときに、この表自体はこの活動に参加した人が自分たちでやるというのか、あるいは、担当した市町村がやるのか、あるいは、そういう専門家が参加してやるのかどんなイメージなのですか。

○柵木多面的機能支払推進室長 今のところは、我々が効果を整理するために作成しましたが、活用については今後、具体的に検討していきたいと思います。

○西郷委員 結果を皆さんで確認していくというのはすごくいいことだと思うのですよね。ですから、貴重な税金を使っているんで、その結果を確認していくプロセスみたいなものが一般の人たちに客観的に見れるよう分析をするというのが一つありますし、やっている人たちが自分たちのやっていることの効果を自分たちで確認して、よりその効果を発展させていこうというやり方もあるでしょうし、どういうやり方が一番合理的かということと、一つに絞る必要はないと思うので、いろいろなやり方があると思います。

最初に局長から手続きがちょっと大変だという話がありましたけれども、楽しいことであれば手続きは大変ではないと思うので、こういうことが楽しくなるようにできたらいいのではないかなと思いました。

○中嶋座長 ある種のゲーム感覚ですかね。

○西郷委員 そうですね。

○中嶋座長 この現場の人にこれをつくれというのは、逆に先ほどのお話ですが、また事務量が増えるのではないかということになるので、例えば県の方とか、それから、かなりレベルの高い市町村の方だったらできますし、毎年毎年振り返りをしながらもうちょっと次のステップにというときに参照しながら、これをまずつくってみて、それでここの部分が弱いよね、強いよねとかというようなことを評価していただくのがいいかもしれないですね。

そのとき、専門家の方、コンサルの方というお話もありましたけれども、参加できるのではないかなと思いました。

○鷺谷委員 すみません、ちょっとだけいいですか。

○中嶋座長 鷺谷委員。

○鷺谷委員 地元の方でも取組の写真などを撮って、ちょっとした事項だけ入れて、その情報を送るとかアプリなどでやれば、一部参加型で、もちろんこういう形にして分析・評価をする必要があるところは行政のほうですのだけれども、全国を取組状況を情報交換するという意味では、参加型も考えられるのではないかと思います。

今そういうものを皆さん使い慣れてきていますし、アプリを開発してストアに挙げておけば誰でも使えるようになりますので、ずっと先のことになるかもしれませんが、そうすると、本当に取り組んでいる人たちが自分たちの取組も簡単にアピールできるし、全国的に相互に意義を理解できるという意味でも意義があるかなと思います。

○西郷委員 その関係で、座長がゲーム感覚とおっしゃいましたが、昔、まちづくりをするシムシティというゲームがありましたよね。ああいうゲームの農村版みたいなものがあるとおもしろいかもかもしれません。

○中嶋座長 何でも事業費をつけないと動かないのではなくて、皆さんが勝手につくって行って、ただ、それがいいのかどうかということは確認していただかなければいけないと思いますけれども。

○河野委員 農林水産省さんのホームページにフェイスブックとかはありますか。それに今若い方だとインスタグラムみたいな写真1枚とほんのちょっとしたコメントというのを普通に使い慣れていますよね。「きょうの朝ごはん」とか「ここに来ました」みたいな情報のアップです。

省庁さんのホームページなどにアップされるとすると、それはそれでやっぱりルールがあると思いますけれども、意外にそういうところでみんなが参加感を持つというのは、わざわざシステムを開発しなくても何らかの形でSNSの活用もできるのかなと思っていて、多面的機能フェイスブックとか何か交流広場みたいなタイトルをつけて、そこに写真1枚とほんのちょっとしたコメント、何月何日こんなことをやりましたというのが増えていくと、こういう統計的な結果にはつながらないかもしれませんが、現場の人たちのモチベーションはすごく高まるのではないかなと思いました。「みんなやっているのだな」というようなところも、一つは方策かなと思いました。

○鷺谷委員 ひと言だけいいですか。それがクラウドソーシングでデータを集めるということになるので、そういうこともこれからはビッグデータの時代ですから重要なデータになっていくと思います。

○中嶋座長 多様な方がこの活動には参加するというのがこの仕組みのデザインだと思いますので、そういった技能を持っている方が参加するようにして、そういうところからまずやっていただいて、こんなこともできるのだということが生まれていけば、皆さん、じゃあ、うちうちもってなるかもしれないですね。

ただ、1点だけ気をつけたいなと思うのは、評価の場合には本当にこれができているのかどうかという適合性といいたししょうか、確認作業が必要だと思うのですが、自己申告だけで済むのかどうかというのはちょっと気をつけなければいけないところですけども、運動論としては自分からどんどんそのデータを挙げていっていただくというのは、とても大事なのではないかなと思いました。

いろいろなアイデアをいただきましたけれども、よろしいでしょうか。

じゃあ、この議題の(3)については、確認をさせていただいたということにいたします。

それでは、続きまして、議題の(4)です。事業の仕組みの検証(案)について、事務局からご説明をお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 では、資料4をごらんください。事業の仕組みの検証についてご説明させていただきます。

1 ページには、今回多面的機能支払になってからの仕組みについてまとめさせていただいておりますが、大きなところは、活動組織が農地維持支払については農業者のみでできるようになったというところですね。

2 ページが、実際にそういう農業者の方だけで活動されている割合がどのくらいあるのかを整理しております。

2 ページの左下のグラフは、二重の円グラフになっておりますが、外側が取組面積、内側が活動組織数になっております。赤いところが非農業者の方も構成員となっている活動組織になりますが、面積では農業者のみで取り組んでいるところは全体の5%、活動組織数では10%、農業者のみの場合は活動面積規模が若干小さいためそういった差が出ております。

3 ページは、活動組織がどのような単位で設定されているか示しております。

左上の円グラフは、活動組織数を示しておりますが、1つの集落単位の組織が多く79%です。面積では48%ということで、1つの集落単位の組織が全体の半分弱となっております。

4 ページをごらんください。

多面的機能支払となってから、対象の農用地がこれまでの農振農用地に加え、農地維持支払は農振農用地以外でも多面的機能の発揮の観点から保全する必要がある農用地を都道府県が定め

ば、それも交付金算定の対象になることを記載しています。

実際に、都道府県で農振農用地以外の農用地を定めている割合は89%です。ただ、市町村では、実際に農振農用地以外のところも交付対象で取り組んでいるところは23%と低い結果となっています。

それから、5ページは、農業者だけで取り組んでいる組織のシェアを示していますが、取組が増えていなかで占めている割合を示しております。

こういう形で多面になってから取組面積、取組活動組織数が増えておりますが、農業者だけで取り組めることになった効果ということです。

続きまして、6ページからは活動の要件等について説明させていただきます。

7ページをごらんください。

国が示した活動項目、活動要件に対して、各都道府県は追加の活動項目、あるいは、追加の要件等を定めることができることになっております。7ページの左側の表にありますように、農地維持支払では41都道府県が項目を追加されています。例えば農用地であれば融雪とか積雪対策のための融雪剤の散布などが追加されております。また、右側の表の軽微な補修につきましても、全体で27都道府県が活動項目の追加をしております、具体的には、安全施設の補修や農用地への進入路の補修等が追加されています。

8ページをごらんください。

こちらは、長寿命化の追加項目になります。41都道府県が項目を追加しております。

具体的には、農用地の暗渠排水の補修・更新などが追加されています。

次に、9ページをごらんください。

こちらは、要件の追加を整理しています。

農地維持支払においては、8県で要件の追加が行われています。具体的には、異常気象時の対応として十分に安全を確認した上で見回りとか応急措置をすることを追加されています。それから、右側の表をごらんいただきたいと思いますが、こちらは農村環境保全活動における追加要件になっています。例えば栃木県では生態系保全の活動を必須にするとか、滋賀県では生態系保全に加え水質保全の活動も必須にするなど要件を加えている都道府県があります。

10ページをごらんください。

こちらは、長寿命化の活動の追加事項です。具体的には、活動の対象の優先順位や対象施設とか条件、例えば整備後30年を経過しているものなどと、追加で記載されています。

こういった要件や活動項目の追加等をしつつ取り組んでいます、11ページは、各都道府県で

どれ程取り組まれているか、農地維持支払、共同、長寿命化のカバー率で整理しています。

12ページをごらんください。

こちらについては、農村環境の保全活動について、生態系保全と水質保全の活動がどのぐらい取り組まれているのか図化したものになります。例えば生態系保全であれば先ほど要件化していると説明した栃木県と滋賀県については100%になりますし、それ以外を見ていただくと地域によって差があるということがわかると思います。

続きまして、13ページをごらんください。

こちらからは、支援の水準について整理をしています。具体的には、交付単価についてですが、国の示している交付単価については左に表をつけております。これに対して、各都道府県の裁量で単価を変えることができることになっておりますので、単価を変えている割合を示しております。約3割は独自に単価を下げています。農地維持支払は30%、資源向上支払（共同）は36%の都道府県が単価を下げています。

続きまして、14ページをごらんください。

28年度で381の地区において活動時間の調査をしています。10アール当たりの活動時間ですが、長寿命化の活動を除いて共同と農地維持を合わせたものになりますが、例えば都府県の田が主な地区であれば10アール当たりの活動時間は5.8時間でした。これは、単価の設定のときに用いた4.7時間以上になっています。都府県で畑を中心の地区では3時間、これは単価設定の時間とほぼ同じです。

15ページをごらんください。

交付金の使途について内訳を整理しております。先ほどの381の地区について整理したものです。左上のグラフが農地維持支払と資源向上支払（共同）で使っている内訳です。具体的には、参加者に対する日当が全国で平均46%、購入、リース代が21%、委託費が19%になっています。右側のグラフは、活動組織の面積規模別にみたものですが、規模が小さいほど、例えば20ヘクタール未満は日当が59%と割合が高くなっています。一方、200ヘクタール以上の組織になると、委託費の割合が高くなっています。

最後に、16ページをごらんください。

推進体制を示していますが、国、都道府県、市町村、活動組織、それに推進組織が連携して活動を支援している体制を整理しています。

以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

ただいまご説明のありました資料につきまして、ご意見、ご質問があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、広瀬委員、お願いします。

○広瀬委員 主に12ページなのですけれども、支援の要件で、例えば滋賀県や栃木県ではこういうことを条件として入れていて100%であるというのはよくわかるのですが、これ、例えばこういう要件を入れていることによって使い勝手が悪くなっているというようなことがありやなしやというのはどういうご認識でしょうか。

○柵木多面的機能支払推進室長 県の施策としてそういうことを取り組んでいらっしゃるのですがその効果はあると思います。しかし、他のことをやりたいという組織があるかもしれませんので、そういうところにとっては負担感があるかもしれません。

○中嶋座長 これは栃木県と滋賀県がかなり特別と理解すればよろしいですか。そういった事例は他の県でもいくつかありますか。

○柵木多面的機能支払推進室長 沖縄県が赤土の流出防止として水質保全に5カ年間で1回は必ず取り組むことということにしています。

○中嶋座長 栃木県については水谷先生がよく御存じだと思いますけれども。その背景なりをご説明ください。

○水谷委員 わかりました。負担感という話ですね。これを義務づけることがどのような形で活動組織に影響するか。実は、義務づけるということはサポート体制をつくらないと実際にはできないのですよね。

例えば生き物調査をやるとすれば、そこにアドバイザーが入って一緒になってカリキュラムを考えて、そして、それを一日やるとか、半日でもやる、あるいは、それなりの用具をそろえるとか、そういうことをすることが前提になって活動が行われているのですね。そうしますと、活動組織の中で、いや、生き物調査大変だなんて最初は皆さん思うのですが、やった後よかったなということで、やったら8割ぐらいがもう一度やりたいというようなアンケート結果も出ていますので、どれだけサポートできる体制をつくるかによります。

これは推進協議会とかそういうところの役割かもしれませんが、そういうことが大事なのではないかと思います。

○中嶋座長 そのサポートの部分は、また別途県が事業なり組織なりを用意するということですか。

○水谷委員 サポートの場合、一つはアドバイザーをどうするかなのですけれども、これは推進

協議会の中でこういう方がいますよという一覧表をつくりまして、それを公表しています。そして、研修会するときなどに各活動組織にお見せして、じゃあ、この人に頼もうという形で頼んだ場合は活動組織から一定の日当が出るような、そういう仕組みにはなっています。

○中嶋座長 その費用はその交付金の中から出さなければいけないが、見つけやすいし、場合によってはいろいろな支援もあるのではないかとということです。

○水谷委員 そういうことですね。大体、2年、3年やると同じ人がそこに入っていった様子を見て一緒になって楽しむというスタイルですね。

○中嶋座長 栃木県はこういう要件を課したというのは、何か思いとか背景とかあれば教えていただきたいのですが。

○水谷委員 栃木県の場合は内陸県で、もともと淡水魚と農家の人の関わりというのは非常に強いところですね。ドジョウをとったり、フナをとったりという、そういう文化的なところでの意識がかなり強いということが一つバックグラウンドにあって、そして、地域の人たちが、農家の人たちが、随分生き物が少なくなったねみたいな気持ちもここ何年間も持っているわけですね。何とかしたいという。そういうものを酌み取って、今回の施策の中に入れたと、そういう歴史があるかと思います。

○中嶋座長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、河野委員。

○河野委員 私は単純な受け止めなのですが、地方裁量といいましょうか、都道府県で新たな項目を追加したり要件を追加したりしているところは、よりこの施策をよく理解して自分のところの地域にあった、条件をよく考えた上でやられている、より積極的な取組をされているところかなと受け止めたのです。

その受け止めでいいのかどうかというのを伺いたいのと、それから、もう一点は、13ページに今度は支援単価の設定で、やはり国で決めた交付単価よりも独自の単価を設定しているというときに、先ほどのご説明で下げているというお話なのですが、下げているところだけなのか、それとも逆に上乗せをしているところがあるのか。下げている主な要因というのは、どこも同じように1対1対1で出さなければいけないというので全体の予算の規模もあると思いますが、その理由みたいなものを教えていただければと思います。

○柵木多面的機能支払推進室長 まずは、単価については国の設定しているものが上限で、下げることができます。一旦下げて、他の要件で足し算しているところもありますが、それも最終的には上限が国の単価になっています。

それから、下げている理由につきましては、都道府県だけではなくて市町村の負担もありますので、市町村の財政面を考慮して、一部の市町村は下げている県もあります。ですので、なるべく多くのところで取り組めるよう単価を抑えているということです。

○中嶋座長 あと、1つ目の質問ですが、これはなかなかお答えしにくいところがあると思いますが、先ほど水谷先生のお話だと、やっぱりその要件をただ課すということは多分ないですね。だから、支援をすることも併せてやるということは、かなりいろいろ深く考えてご意見も伺いながらそれを実施しているということなので、優良な事例なのではないかなと思います。

○河野委員 ありがとうございます。わかりました。

○柵木多面的機能支払推進室長 補足ですが、栃木県の場合は、生態系のアドバイザーをご紹介している以外に、生態系調査をするためのわかりやすいマニュアルをつくられたり、調査結果をデータベース化されたりと、そのフォローをきちっとされています。

○河野委員 ありがとうございます。

○中嶋座長 それでは、西郷委員。

○西郷委員 私も、そういう生態系を大切に活動が盛んになっていくということで、とてもいい傾向だと思いました。

それで、この事業の仕組みというところで2ページ、3ページを拝見すると、1つは、多様な組織がどんどん参加してきているのではないかなということが見えてくると。それから、それは私、余り単位を大きくせずに集落という単位を自分たちで考えるというのが大切だと思っていますので、集落という単位で多様な組織が自分たちの村を考えるというか、集落を考えるようになっていく傾向がはっきり見てとれて、これは時代を反映しているというか、いい方向に進んでいるというのがよく見えると思います。

○中嶋座長 ありがとうございます。

それでは、水谷委員。

○水谷委員 私個人的には、この制度は農地・水の時代から始まりましてここまで来ているときに、今議論になっているやはり地方裁量の活動というのは、もっともっと活発になって欲しいと思っていますのですね。

全国共通にこういうことは活動の中身としてやってくださいというのはあって、もちろんいいのですが、これはやはり前進していくと、地域資源というのは非常に地域的個性があるものですから、生き物だけではなくて土地利用、水利用、それら全て地域個性があるものですから、その地域で必要とされる、その地域で大事となっていることをやはりこの活動の中で特認と

してどんどん入れていくということは、すごくいいことではないかなと思っているのです。

意外とこの特認でどんなことをやられているのかということが他のところで見えないということが多いのですね。それは、なかなかこういう情報が伝えにくいというのがあるかもしれませんが、是非これから特認の活動を事例も含めて皆さんにお伝えしていただければと思っています。これはお願いします。

○中嶋座長 よろしいでしょうか。

今の特認というのは、個別というよりも県全体での特認ということによろしいですか。

○水谷委員 そうですね。県の制度の中で。

○中嶋座長 そうすると、そういう一覧、今回これをつくっていただけるのではないかと思いますけれども、それをもっと積極的にわかりやすい形で出していただければということだと思えます。

それでは、鷺谷委員。

○鷺谷委員 全く同じような意見なのですけれども、この追加要件として挙がっているところを見ると、その県が持続可能な農業とか地域づくりを考えて取り上げているということがよくわかる内容になっていますので、県が自ら考えて追加していくということがこれから広がると、より日本全体の農業の持続可能性に寄与するのではないかと思います。

○中嶋座長 ありがとうございます。

大体よろしいでしょうか。

それでは、この資料4についても確認させていただいたということにしたいと思います。

それでは、議題の(5)と(6)をまとめて、都道府県中間評価結果(案)、それから、中間評価の骨子(案)をご説明いただきたいと思います。

○宮本農地資源課長補佐 それでは、まず、資料5をお手元にご準備いただければと思います。

都道府県中間評価結果(案)ということで、これからご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして1ページでございます。

都道府県中間評価の仕組みということでございます。これまでも下のポンチ絵のようなものはお示しして、仕組み自体はご説明してまいりましたが、今回、都道府県で実施されました第三者委員会で審議された中間評価の概要を取りまとめております。

まず、都道府県の第三者委員会でございますが、多面的機能支払交付金の実施要綱に基づいて実施状況の点検、また、活動組織の取組の評価等を行うことを目的とし、各都道府県単位で設置されております。

今回、都道府県のご協力の下、委員会で審議された結果の概要を取りまとめております。これは平成29年2月22日現在で、43都道府県の評価結果を取りまとめております。

1枚めくっていただきますと、今回、都道府県から挙がってきた効果の発現状況について取りまとめた資料になってございます。

こちらの下の棒グラフの見方ですが、各県ごとに各項目ごとにそれぞれ、例えばほとんどの組織で効果が発現というのがオレンジ色、大半の組織、5割以上8割未満が黄色、2割以上5割未満が緑、効果の発現が限定的というところで2割未満または今後発現見込みというのは青で示しております。上の枠に概要を示しておりますが、こちらに入れているパーセンテージというのは、こちらのうちのオレンジと黄色の部分の合計したパーセンテージを表示させていただいております。

2ページ目ですけれども、これまで効果の視点ということで5つございました。それぞれの視点ごとに取りまとめてございます。

1つ目として、地域資源の保全管理についてでございますが、このうちの農地の保全管理の部分でございますが、農業者の負担軽減により適切に保全管理については96%、それから、遊休農地の発生や面積拡大を抑制については95%で効果が評価されてございます。また、農業用施設の機能維持については、農業施設の機能が維持され適切に保全管理については100%、それから、農業者による保全管理作業の負担軽減が91%、また、異常気象等による被害拡大等の抑制・迅速な対応が91%というように効果が評価されてございます。さらに、地域資源の保全管理体制の維持・強化についてでございますが、こちらは79%で効果が評価されてございます。

続きまして、3ページでございます。

評価の視点の2番目の農村環境の保全・向上でございますが、こちらについても同様に整理しておりますが、地域の景観が保全・向上、また、活動に対する関心や理解・協力意識が向上、ともに100%効果が評価されております。また、地域の生態系や水質保全の向上については86%、あと、伝統的な農業の技術や行事、伝統文化の継承・復活は81%で効果が評価されてございます。

また、具体的には右側に評価例として3つほど示しておりますが、これは各都道府県の評価として報告のあった例を示しております。具体的には、例えば活動を通じて景観に対する地域住民の意識が高まって、草刈りやごみ拾いの活動への参加者も増加したというような事例。また、地域の固有種の育成、伝統行事に対する若者の継承意識が向上。こういった効果が評価されております。

続きまして、4ページでございます。

視点の3番目としまして、農業用施設の機能増進についてでございます。

機能増進でございますが、施設の長寿命化の活動によって農業用排水路等の機能が増進しているが97%、また、農業用施設の補修技術や知識が向上しているが93%、同様に、長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上しているが93%というような評価をいただいております。

具体的には、施設の長寿命化の活動によって技術を持った構成員が育成され、さらに、その高度な施工管理を実施して維持管理労力の低減につながっているとか、また、地域関係者自らが機能診断等を行って補修・更新を計画することによって、地域の実情に応じて緊急度に応じた適切な改良が実施されていることから、その管理労力の大幅な軽減がされているというような評価をいただいております。

それから、続きまして、5ページでございます。

農村地域の活性化でございますが、こちらも地域ぐるみの関わりが増えて、地域活性化が高まって地域コミュニティの維持・強化が進んだとの効果が83%、それから、集落の枠を超えた話し合いとか活動等が増え、集落間の交流が活性化との効果が72%、こういった評価をいただいております。

具体例としましては、例えば景観形成のための植栽活動に多様な主体が参加することによって、地域コミュニティの維持・強化につながっているとか、また、遊休農地を活用して植栽を行って、小学校、老人会等と連携して実施することによって、地域内の連携強化だとか世代間交流が盛んになっている、こういった評価をいただいております。

続きまして、6ページでございます。

視点の5つ目でございますが、構造改革の後押し等地域農業への貢献でございますが、これは大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上が53%、また、担い手農家等への農地集積に向けた取り組みの推進というのが49%といった評価をいただいております。

具体的には、担い手以外の農家の方々が草刈り隊などを結成して、担い手農家の畦畔の草刈りを支援する取り組みなど、構造改革の後押しをする取り組みが見られるとか、土地改良区を核とした広域化に取り組んで、施設の維持管理や営農活動との連携が図られて、担い手への負担軽減が促進されたと、こういった評価をいただいております。

先ほどの議論にもありましたけれども、都道府県独自の取組ということで、今回取りまとめた部分がこちらになってございまして、各都道府県においては先ほどもご紹介しましたが、要綱基本方針の中で、地方の裁量によって独自の取組というのを定めることができるようになっております。都道府県の第三者委員会の中でも、今回、独自の取組を評価いただいております、下の

一覧表にありますけれども、これは26都道府県で65項目の評価をしていただいております、例えば積雪地域の北海道、秋田県などでは融雪剤の散布とか除排雪など、また、琵琶湖を抱える滋賀県では公共用水域の水質保全活動とか、また、中山間地域の多い愛媛県では石積み法面の初期補修、こういった独自の取組に対し効果を評価しております。

都道府県における独自の取組に対する評価結果を取りまとめたものが右の円グラフになっております、都道府県の91%でほとんどの組織で効果が発現、または、その大半の組織で効果が発現と評価いただいているところでございます。この赤枠の部分は、上の表記に合わせた部分を赤枠に示しております。

それから、次の8ページをごらんください。

こちらは、先ほどご紹介した独自の取組の評価の中で、滋賀県と愛媛県の例をまとめております。滋賀県では、琵琶湖という特徴的なものがございまして、琵琶湖に係る湖沼水質保全計画との相乗効果推進という県全体の方針があり、その中で県独自の活動要件を、まさに先ほど議論のあったとおりですけれども、①、②というような要件がございまして、県の裁量で基本単価を下げている単価差500円を、それを取り組んでいただくと県として500円分をプラスするというような取組を県独自でやられているということでございます。

効果としては、公共水域の水質保全活動に対する効果を評価項目として、結果としては、こういった水質保全で整備した浄化池とか浚渫などの共同活動を通じて、例えば集落で名前をつけたり、小学校を対象とした生き物観察会の会場になるなど、地域になくてはならない施設となっております。また、節水、そういったものに対する意識が向上して、農家負担の軽減になっているといった効果の報告をいただいております。

右側が愛媛県の例になります。愛媛県は県全体の7割が地形条件が厳しい中山間地域ということで、独自に基本方針を定められておりますが、活動要件としてはそういった中山間地独特の石積みの畦畔だとか石積み水路、こういった景観との調和に向けた活動、こういったものを取り組んでいただいております、評価についても、そういったものについて初期補修等について評価をしていただいております、結果としましては、急傾斜を対象とした石積みの破損、補修は9割の組織が取り組んでいただいているということで、結果として、中山間地域に多い水稻やかんきつ栽培、ミカン栽培を支えているということです。

次のページは、これまでご紹介しました効果の発現状況をブロック別にまとめたものになっております、発現の差を見ますと、いわゆる波及的効果に近い農村地域の活性化とか構造改革の後押し、こういったものについては地域による差が大きいという結果になっております。

10ページをごらんください。

こちらは、今回の都道府県からの報告のうち普及啓発の取組について示しています。広報誌の発行だとかホームページ、また、いろいろ研修会、パンフレット、イベント、こういったものに取り組んでおられます。一部、テレビやラジオ等々マスコミと連携した広報やイメージキャラクターをつくって独自に取り組むなど、多様な取組みも見られております。

11ページをごらんください。

こちらは取組の課題と今後の展開についてまとめております。冒頭にもありましたけれども、主な課題として、過疎化・高齢化によって事務作業や活動継続が困難といったことが挙げられています。また、活動継続が困難な場合の交付金返還の負担感があるとか、リーダー不足、市町村の負担増大、また、多面的機能支払のPR不足、こういったものも挙げておられます。

また、制度に対する主な提案としましては、事務負担の軽減、経理区分の一本化、さらに、返還義務の免除措置とか、広域化支援の拡充、活動期間の弾力的運用、女性視点を入れた活動項目の追加、こういった提案がございました。下の表の右に赤字でこういった提案に対して29年度から改正するものを記載しております。

最後、12ページをごらんください。

こちらは各都道府県の今後の取組方向です。91%の都道府県が取組拡大の推進を掲げておられます。また、リーダー等の育成、幅広い参加を促進というのが42%、それから、構造改革の後押しが37%ということで方向を掲げておられます。

○柵木多面的機能支払推進室長 では、続きまして、資料6をごらんください。

ここからは、中間評価の骨子案についてご説明させていただきます。

1ページ目をめくっていただきますと、目次になります。

Iでは、制度創設の背景と中間評価の目的をまとめました。IIにおきましては農村地域をめぐる情勢、IIIは実施状況、IVは効果の検証、Vが事業の仕組みの検証、VIが取組の課題と今後の展開、さらに、参考資料として図表を入れる形としております。これまで説明させていただいた内容を、ここにコンパクトに整理しています。

資料の12ページをごらんください。

重要なポイントであります取組の推進の課題と今後の展開方向、こちらについて今までご説明した内容を記載しておりますが、さらに記載が必要な部分がないかなどご意見をいただけたらと考えております。

なお、2の今後の展開の中に、昨年8月に閣議決定した新たな土地改良長期計画において多面

的機能支払に関わる指標を4つも記載しております。

今後の方針の基本的な考え方としては、この指標の実現に向けて多様な主体の参画を促進しつつ、活動組織の広域化を図ることを考えています。また、担い手への農地の利用集積等構造改革の後押しという目標を進めていくために、人・農地プランや農用地中間管理機構等とも連携した活動の展開を推進していきたいと考えています。

そのほかの記載については、先ほど都道府県における中間評価の評価結果をそのままこちらに記載しております。

以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

都道府県の評価、それから、中間評価の骨子についてご説明いただきました。

特に、中間評価の骨子については、12ページの取組推進の課題と今後の展開について、他にも何か付け加えるべきことがあるかどうかというご意見がいただければということでした。

それにかかわらず、今の資料全体を通してのご質問、ご意見を承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、西郷委員。

○西郷委員 最初に、私の都市地域とそうではない地域の分析について、資料5にあるというのですけれども、それが見当たらないかなと思っておりますのと、それから、資料2-1で統計データ分析結果というのをご説明いただいていたと思うのですけれども、その10ページ、都市的地域、平地農業地域、中山間地域とありまして、都市的地域のほうがいろいろ効果等が大きくて、中山間地域が余らないと読み取っていいかどうか、という印象を受けました。

それで、同時に資料2-1のこの分析のところの4ページを開けますと、伝統的な祭りとか文化とかそういうものに関して、あるいは、環境美化に対しては効果が大きいと出ているのですけれども、定住を促進するとかグリーンツーリズムとか6次産業化とか再生エネルギーとか、今後取り組むべきものに関して取組がないということが出ていると思うのですね。

ですから、そういう意味では、こういうものを反映していきながらの将来性みたいなものを入れていくのがいいのではないかと思います。

○中嶋座長 いいですか。

○柵木多面的機能支払推進室長 すみません、資料5のところに書かせていただいたというのは、前回西郷委員から、地域類型区分だけではなく更にもう少しきめ細やかに地域の特性とかを見ながら評価をする、一律の評価ではなくてそういった評価をする必要があるというご意見をいただ

いたところでした。

そのことについて資料5の9ページにブロック別でまず整理をしましたが、なかなか実際にきめ細かく分類をしていくというのは難しいということで、今行き詰っているというところがございます。

またアドバイスをいただけたら、さらに検討を進めたいと思っております。

それから、先ほどいただいたご意見、都市的地域と中山間地域でそれぞれ違う効果が出ているというのは、今回の骨子案に十分に反映できていないので、骨子に入れていきたいと思っております。

○中嶋座長 グリーンツーリズムの取組云々に関しては、この中間評価骨子、資料6の25ページのところに入っているのですかね。資料2-1の4ページ、先ほどご指摘いただきましたけれども、これは骨子の資料6の25ページ目、そこには入っているのですが、これの読み方ですね。今のお話では。

これ、全体的には他の取組に比べるとぐっと低いですが、「取組あり」のところは「なし」と比べると一応有意な差はあるということには言えるのですけれども、そこをどのように表現するかですね。

○西郷委員 大変効果が出てきているという事実はありまして、それはもういろいろなところで結果としてアンケートですとか現場の事例の多さとか、そういうもので出てきていると思うのですね。それはどんどんそれを増やしていくということで、いいところは伸ばしていくということだと思っておりますね。

一方、私がずっと気にしていることは、やはり都市に近いところと離れているところでは全然違うのではないかとということがありまして、都市に近いところの農業というのは非常に高度化していい形でどんどん進んでいると。しかしながら、そういう人口が集中しているところから離れたところにある農村地域の難しさみたいなものが、やはり方針として書いていくというのが一つ必要ではないかなと思っております。

そうしたときに、そういう地域が今後どう考えていくか。先ほどの4ページにあった、その地域だけで再生エネルギーを考えてみるとか、人口集中地区から離れていけばいほど、もう一つはやっぱり観光という側面を上手に利用することが必要でありまして、そういう側面をどのように利用していくのかとか、それから、定住という難しい問題がありまして、その問題をどう考えるかというのは、これはもう本当に答えが出ないのしょうけれども、子育て世代が住み始めているとか、いろいろな事例がありますから、そういうのをうまく、なぜ定住を決めたかということも含めて、それは就業の機会がないとは言いながらも農業というのに就業の機会を見出した

人たちがいるわけですから、そういうこと自身が少し将来性ということで今後の取組みたいなどころであればいいのではないかと思った次第です。

○中嶋座長 よろしいでしょうか。

○柵木多面的機能支払推進室長 わかりました。今いただいた意見について、入れられるものを積極的に考えていきたいと思います。

○中嶋座長 今ご発言いただいた前半の部分といたらいいのでしょうか、この資料2-1のご意見をいただいたときに、都市的平地、中山間地域のグラフの比較に言及されたのですけれども、それが都市に近いところと遠いところで効果の発現に差があるのではないかと。それが、この資料の2-1でご指摘いただいているのですが、この中間評価骨子の中ではそういうグラフはないですね。

○柵木多面的機能支払推進室長 そうですね。

○中嶋座長 ないですけれども、さて、そういう差が出たとして、その中山間地域の対策としては中山間地域等支払があるので、それとの政策としての棲み分けもあるのですね。だから書かないという意味ではないのだと私は思いますけれども、事務局でご検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは、水谷委員。

○水谷委員 中間的な評価案全体については、それは私はよく書けているのではないかと思います。

ただ、ちょっと細かく見ていくと多少よくわからないところがあったりしてお聞きしたいのですが、この資料6、骨子案の8ページのところなのですけれども、ここに構造改革の後押し等地域農業への貢献というのがあって、中心経営体への農地利用集積等への波及というのがあります。2番目の丸のところの活動組織を対象としたアンケート調査によれば、本制度が農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになるなど、「かなり役立っている」、また、「ある程度役立っている」と回答した割合は53%、「わからない」と回答している組織を除けば67%であったと。これが、表、図のどれを言っているのか。後ろについている図表がいろいろあるのですけれども、どこの図表のことを言っているのかちょっとわからなくて気になりましたね。

それと、同じところで次のページで、丸がまた1つ一番上にあって2番目の丸ですね。また、市町村の39%が本制度の活動がきっかけとして「農地の利用集積」が「活発になった」、または、「今後活発になる見込みがある」と回答しており、着実に構造改革を後押しする効果が出てきていると、こう書いてあるのですけれども、これは後ろにありそうなのですけれども、あったよう

なのですが、この構造改革を後押しする効果が出てきているという評価の仕方、非常に難しいのではないかと実は思っています。構造改革の後押しという側面ももちろんあるかもしれませんが、「等」がついていますからいろいろなことを考えられるのだと思うのですけれども、構造改革が動いているのをある意味では地域で支えるという、そういう性格が結構強いのではないかと考えるのです。いわば、地域資源を管理する担い手として営農集団とか大規模営農組織が手がもう回らないということについては、それをカバーするような形で支えるという。それを後押しというのかどうかというのがありますが、ちょっとこのデータとこのあたりの表現の仕方は少し違和感があると感じたところです。

○柵木多面的機能支払推進室長 すみません、補足が必要でした。27ページの図表の真ん中あたりに②で多面的機能支払交付金の活動を契機に新たに取組始めた、または盛んになった取組ということで、この後ろに先ほどの農地の利用集積や話し合いというのを書く必要があったのですが、落ちておりました。すみません。

それから、その市町村の評価もその同じページのところにありまして、下のほうにありますので、少し補足説明が要るので精査していきたいと思います。

それと、構造改革の後押しをどういう形で効果を整理していくかというのは、我々としても直接の効果ではなくて後押しですので、そこをどうやっていくのかなというのを考えつつ整理はしておりますが、また先ほどのアドバイスも踏まえて検討していきたいと思います。

○中嶋座長 よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

それでは、広瀬委員。

○広瀬委員 資料5の11ページなのですが、都道府県からの制度に対する主な提案というところで、交付金返還義務の免除措置というのが挙がっています。これも途中で投げ出してしまったらちゃんと最初に立ちかえって交付金は返してくださいということなのかなと思いますが、これはそういう、ちゃんと決められた期間取り組んでもらうという一つの歯止めとしてはあり得る考え方なのかなと思います。

その一方で、そもそも最初の一步が踏み出せない理由としてリーダーがいないとか、かなり属人的なところもある中、こういうハードルが高過ぎるという可能性もあるのかなという気もしていて、ここは何がしかの歩み寄りの可能性がどうなのかという質問なのですけれども、例えばやめてしまったところに自動的にじゃあ、もう使ってしまった分は免除しますということではなく、何らかの条件をつけるですとか、考えようはあるのでしょうか、どうなのでしょう。

○宮本農地資源課長補佐 はい、返還義務については基本的なルールとしては基本活動期間5年間、その面積で農地を維持していただくということをベースに取り組んでいただいているので、単に転用等で止めますというようなことであれば、開始年度に遡って返還というルールが原則的にあります。ただ、構成員の死亡のほか、病気・高齢とかということや、介護とかで手いっばいで作業に参加できないとか、そういったところも出てきているというところがございまして、我々もやむを得ない理由の場合というのは免除するという措置はさせていただいていたのですが、来年度のパンフレットからは、そのやむを得ない理由を具体的にもう少し明示したような形でご紹介させていただいて、少しでも取組やすいようにPRをさせていただきたいと考えております。

○中嶋座長 よろしいでしょうか。

それでは、河野委員。

○河野委員 中間評価骨子の案なのですけれども、ここで本当に言いたいのは、3年たってこの多面的機能支払というのは今現状こうなのだよと、一番言いたいところはどこなのかなと思ったのですが、これは4ページの取組状況の評価というところが一番社会に向かって伝えたい部分だと理解してもよろしいでしょうか。

ここは結構それなりに評価というか、いわゆる暫定的に、事実を書いているのですけれども、評価指標を挙げてそれに対して今こういう現状であるという事実を書いていて、5ページ以降は効果の検証ということで、それぞれ項目について具体的な数字を示したうえでコメントがあるのですけれども、まず、4ページのこの取組状況の評価のところでは何を本当に伝えなければいけないのかというところをもう少ししっかりと書いたほうがいいのではないかなと思います。事実は書いているのですが、事実よりももう少し踏み込んだ、この委員会での評価の核心みたいなものを書いてもいいのかなというイメージを持ちました。

それから、それ以降の効果の検証というところで、私たちは何によってそのように判断したのか根拠を示す必要があるのですが、そこでも何パーセントであるという数字だけで、そこでとめられてしまうとそのパーセントをどう読んだらいいのかという、例えば86%だからどうなのかとか、26%だからどうなのかとか、その数字の読み方みたいなものをもう少し書き込んでいただきたい。余り断定してしまうのは危険だと思うのですけれども、特に、パーセントで書いたものの読み方というか、理解の仕方を書いていただけるとありがたいかなと思いました。何となく事実は書いてあるのだけれども、いわゆる評価という形でいうとちょっと消極的なのかなという印象を持ちました。

○中嶋座長 これは一応骨子なので、書き込んでいない部分もあるのですが、これを文章に起こ

していくときにそこはかなり気をつけて書いていただきたいというご意見でよろしいでしょうか。

○河野委員 はい、読んだときにわかるように。

○中嶋座長 わかるようにということですね。

○河野委員 はい。

○中嶋座長 はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それでは、西郷委員。

○西郷委員 このロジックモデルの検証事例集はすごくよくできていると思うのですが、これはどういう位置づけになるのですか。

○柵木多面的機能支払推進室長 これは評価の参考資料として、今グラフをたくさんつけさせていただいていますが、それ以外に事例集もつけようと考えております。

○河野委員 報告書の中でこれが示されるわけですね。これがとても評価が高いと思います。

○柵木多面的機能支払推進室長 はい、ありがとうございます。

○中嶋座長 この骨子だとロジックモデルは簡略版が紹介されているのですが、簡略版のほうがいいのですか。ぎょっとはするのですが、詳細版のほうが良いのでは。

○柵木多面的機能支払推進室長 わかりました。両方つけさせていただきます。

○西郷委員 いいですか。ロジックモデルで最後に波及効果が発現している事例という形でずっとありますよね。これすごくいいと思うのですよね。とってもわかりやすいと思いますのでね、ここを強調したらいかがかと思うのですが。

○中嶋座長 ということでよろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。

そうしたら、ちょっと私のほうから一言、二言。

1つは、新しいこの枠組みになって、農地維持支払という農家の方だけがやる取組というのを入れたわけなのですが、それに関してどのように評価するかというのが、この骨子の中で私はちょっとよくわからなかったのですが、それはそれで意義があるとは思いますが。それから、枠組み、仕組みの検証のところ、実はこの農地維持支払というのはそんなにボリューム的に大きくはないのです。そこら辺も事実は事実として書く、そして、それをこの農地維持支払の意義と、それから、経年に対する評価ということで指摘していただきたいなと思いました。

それから、長寿命化への取組というの、とっても大事なことだと思うのですが、それについてもどういう意義があるのかということをごどこかできちんと書いていただければと思いま

す。もう既にこの項目の中にあるのかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それからあと、地方裁量の件、先ほど水谷委員もご指摘いただいたのですが、これはとても重要だと思うのですが、それを横展開していく可能性があるのかどうかですかね。そこら辺も少し視点として入れていただければありがたいなと思います。横展開するということは、本制度の中に取り込んでいく要素というのがないのかどうかというあたりもポイントになるのではないかと考えております。

あとはよろしいでしょうか。

それでは、都道府県中間評価結果（案）と中間評価骨子（案）については、ご確認いただいたということにしたいと思います。

すみません、ちょっと時間が過ぎてしまいましたが、一応（１）から（６）まで議題を済ませまして、あと、最後、そのほかでございますね。よろしくお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 時間が過ぎて申しわけございません。

参考資料として本日公表しました28年度の多面的機能支払交付金の取組の実施状況の見込み値をつけさせていただいておりますので、参考にしていただければと思います。

局長から冒頭のあいさつでありましたように、農地維持支払であれば7万ヘクタール増えていきます。共同は6万2千ヘクタール、それから、長寿命化が3万9千ヘクタール増えているというところです。

以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

今の件につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

本日の委員の皆さんのご意見等を踏まえ、事務局におかれましては中間評価の取りまとめに閉してご検討いただければと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○宮本農地資源課長補佐 多くの貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

次回でございますが、第8回第三者委員会は、8月上旬ごろまでに開催を予定しております。詳細な日程等につきましては、調整の上、またご連絡させていただきたいと思いますので、引き続きご指導のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第7回多面的機能支払交付金第三者委員会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。